

◆山地災害危険地区の概要◆

■ 山地災害危険地区とは

山崩れ、地すべり、土石流などによって、人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について調査を行い、地質や地質などから危険度を判定し、一定の基準以上の地区を把握したものです。

災害の未然防止に役立てることを目的に地区を設定したものであり、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。

また、山地災害危険地区の土地の範囲は、法律で行為等が規制されているものではありません。

山地災害危険地区は、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されます。

○山腹崩壊危険地区とは

山崩れやがけ崩れ・落石等による災害が発生するおそれがある地区のこと。

○崩壊土砂流出危険地区とは

山崩れやがけ崩れなどによって溪流に堆積した土石が、梅雨や台風などの集中豪雨によって、いきなり土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区のこと。

○地すべり危険地区とは

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区のこと。

県内には、**3,090箇所**の山地災害危険地区があります。

山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	計
1,843	1,136	111	3,090

平成 24 年 3 月末調査時、国有林除く

※山地災害危険地区マップの閲覧(「佐賀県HP」→「防災・減災さが」→「安図くん」)に掲載(裏面参照)